

福岡市御中



第3回 ガイドライン化検討委員会

2025年8月6日

施設整備マニュアルへの反映内容報告

- **福岡市のこれまでの取り組み**
 - 福岡市は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指し、令和2年に「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を策定
 - 現行の施設整備マニュアルにおいても、この手引きの概要をコラムで紹介
- **「認知症基本法」の制定と影響**
 - 認知症者数の増加に伴い、認知症の人が尊厳と希望をもって生活できることを目的に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」が令和6年1月に施行
 - この法律では、8つの基本的施策の1つに「バリアフリー化の推進」が定められており、国や地方公共団体は必要な施策を講じることが求められている

- **目的:**「認知症基本法」の制定を踏まえ、より多くの施設管理者や設計者に認知症の人にもやさしいデザインの重要性を知ってもらい、実際の施設整備に活かすため、今回の施設整備マニュアルの改訂にあわせて新たな内容を掲載
- **新たに掲載する内容のイメージ(案)**
 1. **認知症の人の特性の解説:**手引きの内容から、認知症の人の特性や基本的な考え方について解説するページを追加(設計編(共通))
 2. **認知症の人にもやさしいデザインに関する誘導基準と望ましい整備内容の解説:**建築物、交通機関の施設において、配慮ポイントの概略をまとめたページを新たに追加(設計編(建築物、交通機関の施設))
 3. **認知症の人を取り巻く法律などの周知:**「認知症基本法」について紹介するコラムを追加
 4. **認知症の人にもやさしいトイレサイン:**「認知症のひとにもやさしいトイレサインの手引き」で推奨するピクトグラムを資料編に追加

- **認識しやすさの追求**
 - 対象施設については、認知症の人が設備や標識を認識しやすいよう、設備と設置面、標識内の図や文字と背景の「明度差」、「標識」などについて誘導基準を新設
 - 対象外の施設や誘導基準以外の整備箇所についても、「望ましい整備内容」として解説を掲載
- **「誘導基準」と「望ましい整備内容」の定義**
 - ♥**誘導基準**: 福岡市条例に基づく規則において、「対象施設を新築又は改修する場合に適合させなければならない基準(=整備基準)」を上回る基準に相当し、**努力目標にあたるもの**
 - ◆**望ましい整備内容**: 標準的な整備内容に加え、更に利用者の利便性や快適性へ配慮した**推奨される整備内容を示したもの**

• 誘導基準の対象施設

- バリアフリー法上の特別特定施設から、特に認知症の人が活用する施設に限定
- 具体的には、病院または診療所、官公署（公民館含む）、老人ホーム・福祉ホーム等（主として高齢者、障がい者等が利用するもの）、車両の停車場または船舶・航空機の発着施設等、自動車等の駐車施設、公共用歩廊が含まれる
- ※集会場または公会堂は対象外

• 誘導基準を新たに設ける整備箇所一覧

- **建築物:** 出入口、廊下等、傾斜路、階段、エレベーター、便所、駐車場、敷地内の通路、手すり、浴室・シャワー室及び更衣室、客室、標識類、券売機、公衆電話、記載台、エスカレーターなど
- **交通機関の施設:** 出入口、移動等円滑化された経路、改札口、通路、傾斜路、階段、エレベーター、乗降場、便所、標識類、券売機・乗車券等販売所及び案内所等、エスカレーター、休憩設備等、個別の施設（バスターミナル）など

- ① 対象施設:
 - 「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」は屋内施設を想定しており、屋外施設を対象とする場合は視点が異なるとの意見があった。
 - →今回の施設整備マニュアルへの反映は、対象を屋内施設にとどめる
- ② コントラスト:
 - 「コントラスト」とは「明度(マンセル値)」を対象とし、「コントラストをつける」とは「明度の差をつける(マンセル値の差をつける)」と定義
 - 全対象施設のトイレに一律に「コントラストをつける」ことは、表現の自由との兼ね合いで難しいとの意見があった。
 - →対象施設を限定することとし、色覚など色の検証は継続検討
- ③ サイン・ピクトグラム:
 - 認知症の人には、「インデックス(簡略的)」よりも「アイコン(具象的・直接的)」に近づけた方が理解しやすいとされる
 - 福岡市作成のトイレサインなど「アイコン」の義務化は困難だが、補助ピクトグラムとして活用
 - →施設整備マニュアルには、例示するなど工夫して掲載し、基準化せず、例示にとどめる方針

- **基本的な考え方**

- 車椅子利用者等が利用できるトイレが少ないことが課題であるため、利用可能な便房がわかりやすく、利用しやすい位置に設置されることが必要
- 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望まれる

- **認知症の人への配慮(望ましい整備内容)**

- **便器の視認性**: 便器と床及び壁(腰壁)との色の明度差を確保することが望まれる(明度差3以上が望ましい)。
- **扉の色**: 強調した色彩とし、建物内で統一した色とすることが望まれる。
- **便房の戸の表示**: 使用中か否かを大きくわかりやすく文字で表示することが望まれる。
- **標識の文字・高さ**: 認知症の人や高齢者に配慮した大きさとし、接近して見ることが想定される標識は、1.2m~1.3m程度の高さに設置することが望まれる。
- **福祉型便房の標識**: 文字とピクトグラムを併記し、標識内の図及び文字と背景との明度差を確保(明度差6以上が望ましい)。
- **操作スイッチ等**: 錠や開閉ボタン、洗浄ボタン、非常ボタン、洗面器、手洗器などについて、設置面との色の明度差を確保することが望まれる

R7.2.28(地域共生課)第2回福岡市バリアフリー整備研究会

設計編〔建築物〕

6.便所 a(福祉型便房)

基本的な考え方

車椅子使用者等が外出した際に困ることのひとつは、利用できるトイレが少ないことです。したがって、利用可能な便房がわかりやすく利用しやすい位置に設置されていることが必要です。

設計のポイント

- 福祉型便房とは、車椅子使用者が利用可能な便房(個室)のことです。「建築設計標準」において、高齢者や障がい者等が利用可能な機能を備えた便房(個室)を「高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)」と総称されていることを踏まえ、福岡市では福祉型便房を「バリアフリートイレ」と呼んでいます。
- 便房は、車椅子使用者がなるべく容易に利用できるように、車椅子の転回スペースの確保、大型ベッド、手すり、手洗器等を適切な位置に設置します。
- 車椅子使用者が利用可能な便房の有無、位置について情報提供を行うことが必要です。また、玄関ホール等のわかりやすい位置に設け、介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上は、男女が共用できる位置に設ける必要があります。
- 一般便所内にベビーベッド等およびベビーチェアを設けることが困難な場合は、福祉型便房に設けるなど多機能化することが考えられますが、基本的には一般便房に設置することが望まれます。
- 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目

整備の対象

□不特定かつ多数の人が利用する便所を設ける場合に整備の対象とします。

留意事項

□整備基準では、建物の用途や規模等により整備内容が異なります。(P95参照)
誘導基準では、すべての用途や規模の建物で整備を求めています。

□整備基準では、原則として、「階ごと」に福祉型便房を1ヶ所以上(男性用と女性用の区分がある場合はそれぞれ1ヶ所以上)の整備を求めています。ただし、建物の床面積に応じて必要数が異なります。
必要数≥1 当該階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎(床面積1,000㎡未満の階を有する場合)
必要数≥2 当該階の床面積が10,000㎡超40,000㎡以下の場合
≥2+1(20,000㎡ごと) 当該階の床面積が40,000㎡超の場合
(床面積が10,000㎡を超える階を有する場合)

□誘導基準では、「便所のある箇所」に福祉型便房を1ヶ所以上(男性用と女性用の区分がある場合はそれぞれ1ヶ所以上)の整備を求めています。

□誘導基準では、便所を設ける「階ごと」にオストメイトのための設備が設けられた便房の整備を求めています。従って、駐車場の目的に使われる階のうち、「車椅子使用者駐車施設がない階」については対象外です。

□誘導基準では、認知症の人に配慮した標識や設備等の整備を求めています。

□従業員専用の場合は適用されません。ただし、物品販売施設等で客の利用が考えられる場合は対象とします。

93

17.認知症の人にもやさしいデザイン

R7.2.28(地域共生課)第2回福岡市バリアフリー整備研究会

●認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

	用途
認知症の人にもやさしい整備が必要な施設	病院又は診療所、保健所、税務署その他不特定かつ多数の人が利用する官公署(公民館含む)、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、車両の停車場又は乗降場若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公衆便所、公共用歩廊

注)上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望まれます。

〔便房の構造〕

●床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度差を確保します。

◆ガラスや誤認を防ぐため、反射しにくい素材とすることが望まれます。

〔ドアの構造〕

●扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度差を確保します。

◆色が手掛かりとなるよう、扉の色は、強調した色彩とし、建物内で統一した色とすることが望まれます。

◆便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく文字で表示することが望まれます。

〔標識の掲示〕

●福祉型便房が設けられた旨を表示した標識(位置サイン類)には文字とピクトグラムを併記します。

●標識内の図及び文字と背景との明度差を確保します。

◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望まれます。

◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望まれます。

〔便器等〕

●便器の視認性を高めるため、便器と床及び壁(腰壁)との色の明度差を確保します。

●便器に設ける手すりの視認性を高めるため、手すりと壁(腰壁)等との色の明度差を確保します。

〔その他設備等〕

◆便房出入口の錠や開閉ボタン、引き戸の取っ手、洗浄ボタン、非常ボタンなどの操作スイッチ等、洗面器、手洗器、紙巻器、棚、フック、ベビーベッド及びベビーチェア、オストメイトのための設備、大型ベッドについては、視認性を高めるため、設置面との色の明度差を確保することが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度差が3以上とすることが望まれます。

*「明度の差」については、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度差が6以上あることが望まれます。

*認知症の方にわかりやすい表示とするには、記憶に頼らずその場にある情報で行動できるよう、文字とピクトグラムの併記や色のコントラストに配慮することが有効です。認知症の人にもやさしいトイレサインをJIS Z8210に定められるピクトグラムと併記することでより伝わりやすくなります。

※詳しくは、福岡市が発行する「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照してください。

※認知症の方に配慮した表示とする場合も、整備基準を満たす表示とする必要があることに注意が必要です。

車椅子使用者用

○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 * :語句の解説等

107の次

- **基本的な考え方**

- 障がい者等が支障なく目的場所に到達できるよう、施設の利用や移動に関する情報を的確に伝達できるよう配慮
- 認知症の人に配慮し、標識や案内板の視認性を高めることが望まれる

- **設計のポイント**

- **明度差:** 隣接する壁等においてマンセル値の明度差が3以上、標識の「文字や図」と「背景」の色については明度差が6以上あることが望まれる
- **標識の種類:** 誘導サイン類、位置サイン類、案内サイン類、規制サイン類の4種類を動線に沿って適切に配置
- **誘導サイン類:** 文字とピクトグラムを併記することが望まれる
- **文字の大きさ・標識の高さ:** 認知症の人や高齢者に配慮した大きさとし、接近して見ることが想定される標識は、1.2m~1.3m程度の高さに設置することが望まれる
- **利便施設への誘導:** トイレやエレベーターなどへの誘導案内は、分岐路など進む方向を判断する必要がある場所に設置し、建物のどの場所からでも分かりやすく見えやすい位置・高さに設置することが望まれる
- **案内板:** エレベーター、便所、駐車施設、非常口などには文字とピクトグラムを併記
- **災害時・緊急時:** 認知症の人には、視覚及び聴覚の両方で理解しやすい方法で情報提供できるよう整備することが望まれる

R7.2.2改(地域共生課)第2回福岡市バリアフリー整備研究会

設計編 (建築物)

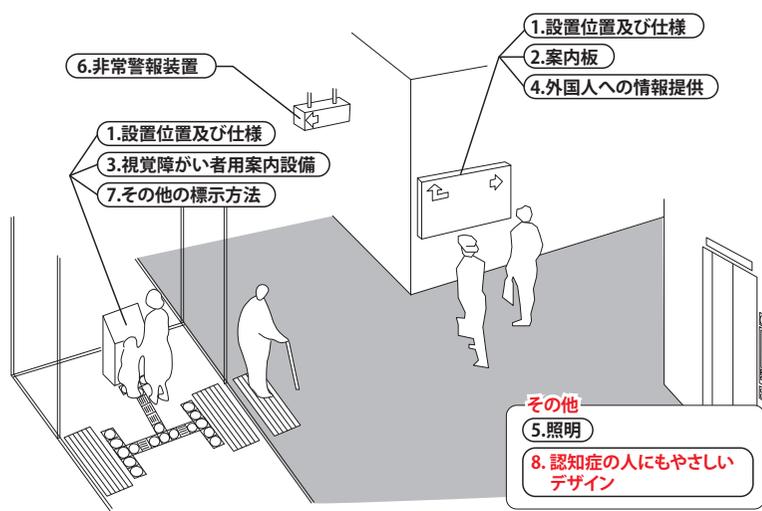
15. 標識類

基本的な考え方
建築物における案内標示は、障がい者等が支障なく目的場所に到達できるよう、施設の利用や移動などに関する情報を的確に伝達できるように配慮します。

設計のポイント

- 設置にあたっては、車椅子使用者や視覚障がい者の通行を妨げないよう配慮します。
- 視覚障がい者誘導用ブロック等・案内板・サイン・音や光による誘導を効果的に組み合わせるよう配慮します。
- 認知症の人に配慮し、標識や案内板の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



整備の対象

- 標識類を対象とします。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識類の整備を求めています。

留意事項

- 標識は下記4種類を動線に沿って適切に配置します。
- 誘導サイン類：施設等の方向を指示するのに必要なサイン
- 位置サイン類：施設等の位置を告知するのに必要なサイン
- 案内サイン類：乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン
- 規制サイン類：利用者の行動を規制するのに必要なサイン
- 注) 上記についての詳しい内容は、設計編「交通機関の施設」「12.標識類」を参照してください。

168

R7.2.2改(地域共生課)第2回福岡市バリアフリー整備研究会

8. 認知症の人にもやさしいデザイン

●認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

認知症の人にもやさしい整備が必要な施設	用途
	病院又は診療所、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署(公民館含む)、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター・児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公衆便所、公共用歩廊

注) 上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望まれます。

〔案内板〕

- 案内板(案内サイン類)に位置を標示するエレベーターその他昇降機、便所又は駐車施設には文字とピクトグラムを併記します。また、エスカレーター、階段、非常口を表示する場合は文字とピクトグラムを併記します。

●標識内の図及び文字と背景との明度差を確保します。 *「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度差が3以上とすることが望まれます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度差が6以上あることが望まれます。

- ◆標識のうち誘導サイン類には、文字とピクトグラムを併記することが望まれます。
- ◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望まれます。
- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望まれます。
- ◆誘導サイン類は、目的の場所までの距離、進行方向を示す矢印を併記することが望まれます。
- ◆トイレやエレベーターなどの利用施設への誘導案内は、分岐路など進む方向を判断する必要がある場所に設置し、建物のどの場所からでも分かりやすく見えやすい位置・高さに設置することが望まれます。

〔非常警報装置〕

- 非常口に関する標識(位置サイン類)を表示する場合は文字とピクトグラムを併記します。

非常口表示の例



* 階段、エレベーターその他の昇降機、便所、エスカレーターに関する標識(位置サイン類)については各整備箇所を参照してください。

* 非常口であることを提示する場合は、図よりも文字の方が理解しやすい人もいることを踏まえ、図と文字を併記し、より多くの人に伝わるよう配慮することが重要です。

- ◆災害時や緊急時に情報が伝わるよう、認知症の人には、視覚及び聴覚の両方で理解しやすい方法で情報提供できるよう整備することが望まれます。

○: 整備基準 ●: 誘導基準 ◇: 標準的な整備内容 ◆: 望ましい整備内容 *: 語句の解説等

172の次

橋本駅駅前広場事後評価の報告

■ 背景:なぜ「屋外」へのデザイン導入が必要だったか？

- 高齢化の進行と認知症の人の増加
 - 福岡市では「福岡100」プロジェクトを推進し、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを目指している。
- 認知症の人の「外出のバリア」
 - 調査では、多くの当事者が「道に迷う不安」などから外出を諦めている実態が明らかになってい流。
 - 外出機会の減少は、心身の機能が低下する「フレイル」を進行させる大きな要因である。
- 初の本格的な「屋外」への挑戦
 - これまで屋内施設が中心だった「認知症の人にもやさしいデザイン」を、地域のハブである「駅前広場」という公共の屋外空間へ初めて本格的に導入した。

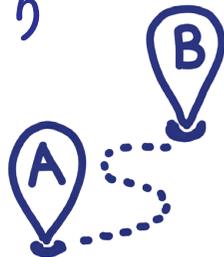
■ 目的

この事業の効果を多角的に検証し、今後の他地域への展開や標準化に繋げるための知見を得ること

「認知症の人にもやさしいデザイン」の基本

特別な人のためのものではなく、誰もが直感的に理解でき、安心して過ごせる空間を目指すもの

1 記憶に頼らず行動できる 空間づくり



記憶に頼らなくても、その場で
得られる手がかりから、自分がいる場所、
行きたい場所を理解できるようにする。

2 安心して自分で選べる 居場所づくり



一人になれたり、他者と交流できたり、
安心して自分らしく選ぶことができる
居場所がある。

橋本駅での具体的な取り組み

事前調査で見つかった「休憩場所がない」「案内が分かりにくい」といった課題を踏まえ、以下の要素を導入した。

① 動線のわかりやすさ向上

- 歩道と車道を色で明確に分け、安全性を向上させた。

② 天候に左右されない移動

- 駅からバス停などへ、雨や日差しを避けられるシェルター(上屋)を設置した。

③ 直感的にわかるサイン

- バス停やタクシー乗り場などに、誰にでも分かりやすいピクトグラム付きの案内サインを設置した。

④ 安心できる休憩場所

- 立ち上がりやすさに配慮したベンチを複数設置し、誰もが安心して休憩できる場所を配置した。



概要:橋本駅、周船寺駅

	橋本駅	周船寺駅
所在地	福岡県福岡市西区橋本二丁目	福岡県福岡市西区周船寺一丁目
路線・鉄道事業者	福岡市地下鉄 七隈線(起点駅)(駅番号:N01)	JR筑肥線(駅番号:JK05)
1日平均乗降者数	7,242人(2022年度)	4,793人(2023年度)
バス路線	<ul style="list-style-type: none"> 西鉄バス(例:1系統、1-4系統等) AIオンデマンドバス「のーと壱岐南」(アプリ・電話による予約制) 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和バス「九州大学線」 糸島市コミュニティバス「はまぼう号」(川原線・前原北原線)
駅周辺の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 商業施設:木の葉モール橋本(駅直結) 教育・公共施設:福岡市立壱岐東小学校、壱岐南小学校、西体育館、野方遺跡 公園等:室見川河畔公園、西部運動公園、橋本八幡宮 医療・福祉施設:村上華林堂病院(徒歩約7分・約520m)(内科、整形外科、リハビリテーション科、人工透析等を有する総合病院) その他:福岡市交通局 橋本車両基地 	<ul style="list-style-type: none"> 教育・公共施設:福岡市立周船寺小学校、福岡県立筑前高校 医療・福祉施設:徒歩圏内に複数のクリニック・介護施設あり

	橋本駅駅前広場	周船寺駅駅前広場
面積	約3,500㎡	約1,500㎡
改修整備完了	2024年5月	2018年12月



橋本駅駅前広場



周船寺駅駅前広場

効果検証① 行動観察から見たこと 1

認知症当事者(2名)と一般高齢者(2名)の方に、実際に駅前広場(橋本駅、周船寺駅)を歩いてもらい、行動を観察した。

認知症当事者・高齢者の行動観察の概要

実施日	2024年12月3日～4日
場所	橋本駅・周船寺駅
タスク内容	1. 駅⇔バス停間の移動 2. バス停⇔ショッピング施設間の移動(橋本駅＝木の葉モール、周船寺駅＝じょうもんさん)
対象者	<ul style="list-style-type: none">認知症当事者A(女性、50代)認知症当事者B(男性、60代)一般高齢者C(女性、70代)一般高齢者D(女性、70代)
評価手法	ビデオ記録、観察、発言記録による定性的分析

効果検証① 行動観察から見たこと 2

行動観察に基づく比較分析

観点	認知症当事者	一般高齢者
移動の根拠	記憶よりも視覚の手がかりに依存。サイン、建物形状、見慣れたロゴ等を頼りに進行。	経験・記憶に基づきスムーズに移動。見慣れたルートを再利用する。
分岐点での挙動	手がかりが乏しい分岐で迷いやすく、別方向に進むこともある。	目的地の推測が可能で、方向を見定めて進行できる。
記憶の利用	不明瞭。記憶よりも目の前の情報を重視している。	以前の経験や失敗から学んだことを活用している。
代替手段の選択	混乱すると他の手段への切り替えに時間がかかる。	迷ったり待機が長引いた際、即座に別ルートや手段に変更できる。状況に応じて柔軟に選択が可能(例:エレベーターが来なければ階段)。

観点	認知症当事者	一般高齢者
視覚手がかりの扱い	見えるものから優先的に利用(例:目的地が見えたらサインは無視)。見えなければ、正面に来るなど目に入るまで対象に気づかない(階段・エレベーター等)。	必要に応じて目印を活用するが、見落とすことは少ない。周囲の環境を俯瞰して捉える傾向がある。
案内板の活用	手がかりとして重視。ただし分かりにくいと混乱し、立ち止まってしまう。	読みにくい案内板はすぐに別の手段(人に聞く等)に切り替える。
情報活用(時刻表・行き先)	理解しにくいため活用が難しい。読むのに時間がかかり、目的情報に辿り着けないこともある。	情報の煩雑さを知っており、初めからスマホアプリで代替する。
スマートフォン利用	地図アプリが使える人と使えない人がいる。活用者は補助手段として利用している。	アプリを使用し、補完的に使いこなしている。わかりにくい情報(時刻表等)は最初から携帯アプリで調べる。
歩道の色使い	目立つ手がかりではないが、道筋として無意識に利用することもある。	ほとんど気にしない。

【結果のポイント】

- 移動時間には大きな差はなし
- しかし、行動の「質」に違いが見られた。
 - 認知症当事者: 記憶よりも「今、目に見える情報」を頼りに移動する。そのため、サインや見通しの良さが非常に重要で、一度迷うと不安が強くなる傾向が見られた。
 - 一般高齢者: 過去の経験や記憶を元に、自信をもって行動し、迷っても柔軟に対応できた。

【得られた示唆】

単にサインを置くだけでなく、空間全体の「雰囲気」や「特徴」、「見通しの良さ」が、直感的な理解と安心感に繋がることが確認できた。

効果検証② 客観的な数値評価

国際的な評価ツール(EADDAT)を用いて、デザインの達成度を数値で評価した。

→ デザイン導入の効果は、客観的な数値でも示された。

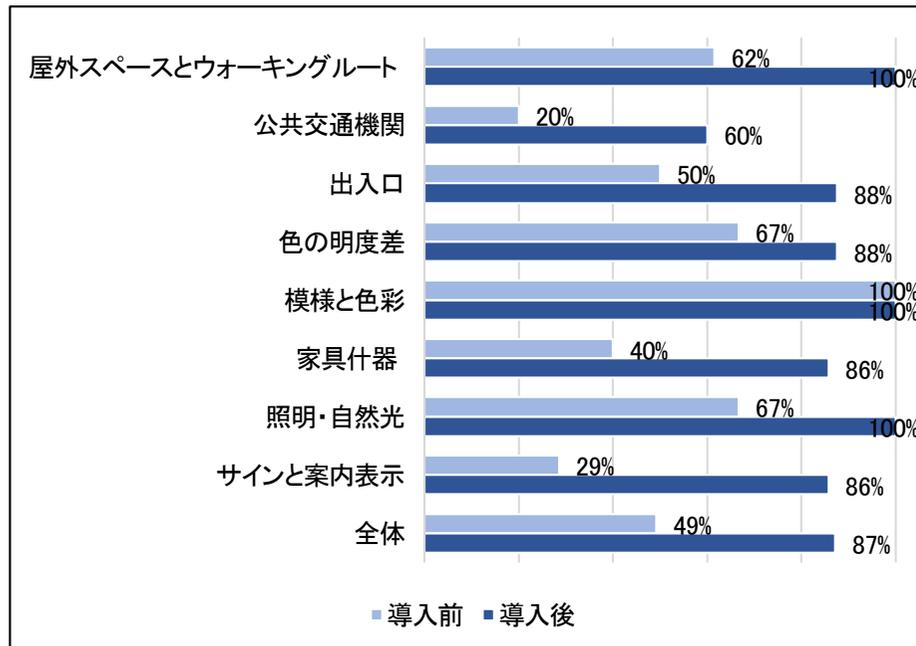
【結果①】橋本駅の導入前後の比較

- デザイン導入後、総合評価は 49% → 87% へと 38ポイントも大幅に向上した。
- 特に「サイン」「休憩場所」「公共交通機関との連携」といった項目で顕著な改善が見られた。

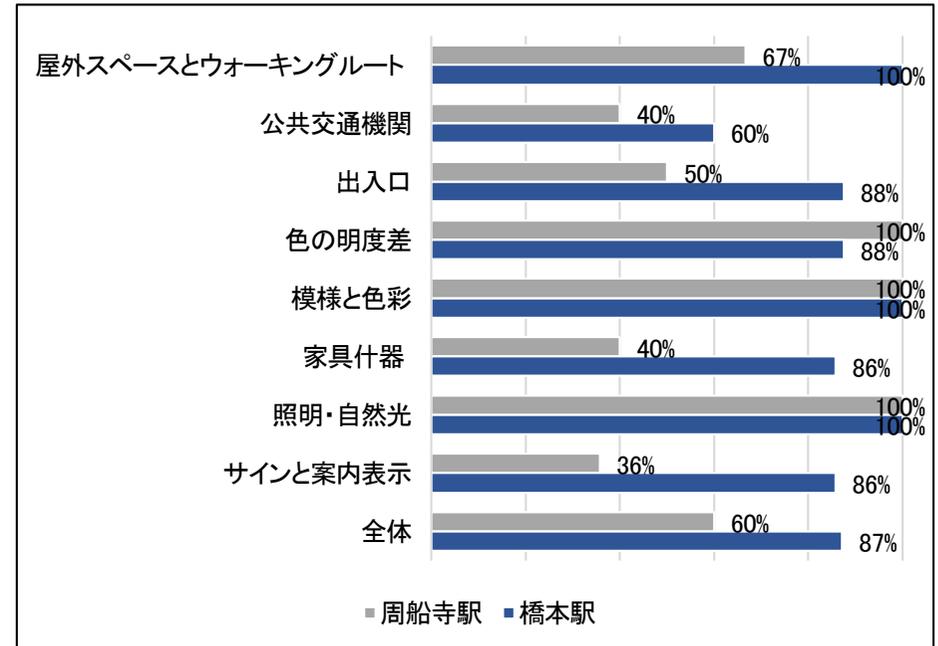
【結果②】未導入の「周船寺駅」との比較

- 橋本駅(87%)は、周船寺駅(60%)の評価を 27ポイント上回った。
- この差は、ベンチ、分かりやすいサインの有無が大きく影響している。

橋本駅駅前広場導入前と導入後の比較



橋本駅駅前広場と周船寺駅駅前広場の比較



参考資料:整備費用について

今回の橋本駅と周船寺駅の整備費用を比較した結果をご参考までにご紹介します。

総工費

- 総工費だけを見ると橋本駅が高額ですが、整備面積が橋本駅は周船寺駅の約2.3倍と大きいことが背景にある。

項目	周船寺駅(千円)	橋本駅(千円)	差額 (橋本-周船寺)
面積	1,500m ²	3,500m ²	
総工事費	177,000	300,000	+123,000
舗装工事	82,000	144,000	+862,000
└うち認知症デザイン	0	60,000	+60,000
照明灯設置工事	4,000	21,000	+17,000
シェルター設置工事	88,000	110,000	+22,000
植栽工事	3,000	9,000	+6,000

平米単価 (1㎡あたりのコスト)

- 1㎡あたりの費用で比較すると、今回のケースでは、認知症デザインを導入した橋本駅の方が低い結果となった。
- デザインを工夫し、効率的な設計・施工を行ったことが1つの要因と考えられる。

項目	周船寺駅(円)	橋本駅(円)	差額 (橋本-周船寺)
面積	1,500m ²	3,500m ²	
総工事費	118,000	86,000	-32,000
舗装工事	54,667	41,143	-13,524
└うち認知症デザイン	0	17,143	+17,143
照明灯設置工事	2,667	6,000	+3,333
シェルター設置工事	58,667	31,429	-27,238
植栽工事	2,000	2,571	+571

注:

これはあくまで今回の2駅の比較結果です。整備の規模、時期、内容によって費用は大きく変動するため、この結果が全てのケースに当てはまるものではありません。

見えてきた課題と今後の改善点

多くの成果があった一方、今後のために改善すべき課題も明らかになった。

- 予算前の計画段階の課題
 - 設計の初期段階から、関係者間でデザインの方針を共有することが重要。
 - 必要なものを予算を計上しておくことがスムーズな導入につながる。
- 施工段階の課題
 - 施工業者へ、デザインの「意図」までを正確に伝える仕組みが必要。
 - サインやベンチの最終的な位置は、実寸大の印刷物などで現場で「利用者の視点」に立って確認することが不可欠。
- デザインと景観のバランス
 - 機能性だけでなく、周囲の景観と調和させる視点も求められる。

【本事業の成果】

1. 屋外空間における先進的モデルケース
 - これまで屋内が中心だった「認知症の人にもやさしいデザイン」を、駅前広場という公共の屋外空間へ初めて本格導入した、先駆的かつ実践的なモデル事例となった。
2. エビデンスに基づくデザインの体系的な導入
 - 国際的な知見(EADDAT)や市の「手引き」など、根拠に基づいたデザインのポイントを整理し、体系的に導入することで効果的な空間整備が可能であることを示した。
3. 当事者の行動評価による、デザイン効果の客観的な確認
 - 事後評価として認知症当事者の行動を実際に観察し、サインの分かりやすさ等が不安の軽減に繋がることを客観的に確認できた。
4. 今後の展開に繋がる、実践プロセスの構築
 - 計画から設計、施工、評価に至る一連のプロセスの振り返りをしたことで、成功点と課題点の両方が明確になり、今後の標準化や福岡市の他地域展開に向けた貴重な知見を構築できた。

【今後の展望】

本報告書の成果と課題を踏まえ、導入プロセスの整理を進め、福岡市の他の地域のまちづくりに向けた標準モデルとして展開していくことに期待

歩行者用屋外サインの検討

新しいサインで目指すこと: 認知症の人にもやさしいサイン

今回の実証実験では、専門家やこれまでの先行事例で有効とされるサインの考え方に基づき、認知症の人を含む誰もが直感的に理解できるサインの要素を検討・検証

検討する主な要素の例

A. デザインの基本原則

- **書体**: 誰でも明確に認識できる、シンプルで可読性の高い書体を採用
- **文字・記号サイズ**: 見る人との距離を考慮し、無理なく読める大きさを確保
- **色彩**: 背景と文字・図の明度差を明確にし、瞬時に情報を識別できるよう配慮
- **反射しない素材**: 反射しない素材を使用し、見えやすさを向上

B. 直感的に理解できる地図表現

- **地図の向き**: 利用者が向いている方向を地図の上にするこことで、直感的な理解を促進
- **距離表示**: 主要な目的地については、徒歩でかかる時間を分かりやすく表記

C. 誰もが安心して移動できる情報

- **物理的アクセス**: 車椅子利用者や高齢者も情報を得やすいように、看板の重要情報を地上90cm~180cmの高さに集約
- **安心情報**: 現在地から目的地までの以下の情報を、ピクトグラム等を活用し分かりやすく表記
 - トイレや休憩できる場所(ベンチなど)
 - 安全な横断歩道
 - 段差や道幅が狭い場所などの注意喚起
 - 点字による触覚情報

誰にとっても分かりやすい案内サインを目指して 橋本駅周辺地区 屋外サイン実証実験の目的とプロセス

1. 目的:

橋本駅土地地区画整理事業における歩行者用屋外サイン(案内図、誘導サイン、記名サイン)の導入にあたり、今後標準化できる要素を確認する。

2. プロセス:

■ STEP 1: 要素検討 - 「分かりやすさ」の要素の洗い出し

認知症の方にとって分かりやすい案内サインとは何か、書体、文字の大きさ、配色、地図の表現方法など、デザインの基本要素を専門的な知見から検討

■ STEP 2: 2種類のデザイン案作成 - 特徴の異なる2つのサインのデザイン

検討した要素を基に、2種類のサイン盤面を制作

- A案: 認知症に配慮した新デザイン案
 - STEP1の検討結果を最大限に反映した「認知症にやさしい盤面案」
- B案: 福岡市標準デザイン案(比較対象)
 - 「福岡市歩行者系都市サイン整備基本計画概要」に基づく盤面案

■ STEP 3: 比較調査 - 当事者の声で、分かりやすさの評価

認知症当事者の方々に協力いただき、A案とB案のどちらがより見やすく、分かりやすいかについて比較・評価

■ STEP 4: 最終デザイン案の作成 - 調査結果を反映した「最適解」の導き出し

比較調査で得られた意見や評価を基に、A案とB案の良い点を融合・改善させ、最も分かりやすい「橋本駅標準モデル」としての最終デザイン案を作成